

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障がい者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

花巻市は、身体障がい者手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項	
------	--

評価実施機関名

花巻市長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障がい者手帳交付に関する事務
②事務の概要	○身体障害者福祉法に基づき、身体障がい者手帳の申請受付事務、県への進達事務、身体障がい者手帳の交付事務、身体障がい者手帳情報の確認事務を行っている。 ○本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①身体障がい者手帳の交付の申請の受付 ②身体障がい者手帳の返還に関する事務 ③氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受付 ④身体障がい者手帳の再交付に関する事務 ⑤①～④について岩手県への進達事務
③システムの名称	①障がい者福祉システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総務課 住所: 岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号: 0198-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部障がい福祉課 住所: 岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号: 0198-24-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、障害福祉システムについては、アクセスがICカードとパスワードによって限定されているうえ、必要な項目のみ入力できるようになっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 高橋 靖	課長 永田 有紀子		
令和1年5月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 永田 有紀子	課長	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	
令和2年3月29日	評価の再実施				5年経過前の評価の再実施
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和7年3月24日	I 関連情報 3.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①障がい者福祉システム②宛名管理サーバー③中間サーバー	①障がい者福祉システム	事後	評価の再実施
令和7年3月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の11の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	番号利用法第9条第1項 別表20の項	事後	評価の再実施(番号利用法の改正に伴う修正等)
令和7年3月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和元年11月1日	令和7年3月1日	事後	評価の再実施
令和7年3月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年11月1日	令和7年3月1日	事後	評価の再実施
令和7年3月24日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	[☒] 接続しない(入手) [☒] 接続しない(提供)	事後	評価の再実施
令和7年3月24日	IV リスク対策 8.入手を介在させる作業	新設	十分である 【判断の根拠】 入手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	事後	新様式への移行に係る項目追加
令和7年3月24日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	新設	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 【判断の根拠】 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、障害福祉システムについては、アクセスがICカードとパスワードによって限定されているうえ、必要な項目のみ入力できるようとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への移行に係る項目追加